

第9期

# 消費生活サポーター 養成講座

受講者  
募集!

参加無料

「消費生活サポーター」とは、地域において、消費生活に関する見守りや知識を広げる担い手として、ご自身のライフスタイルや経験に合わせ、ボランティアとして活動いただくサポーターのことです。

消費生活に関する講座を2日間受講いただくと、「消費生活サポーター」に登録いただけます。

※受講修了証は登録を希望しない方にも交付します。



1日目 令和8年 11月25日(水) [13時～16時]

2日目 令和8年 12月2日(水) [13時～16時]

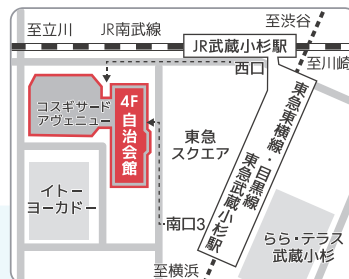
対象者 市内在住・在勤・在学の18歳以上(令和9年3月末時点)の方

講座内容

- 悪質商法などの最近の消費者トラブルの事例と対処方法
- 消費者が契約について知っておくべき基本的な法律知識
- 「消費生活サポーター」としての役割・心構えとコミュニケーションなど

定員人数 50名

会場 川崎市総合自治会館 大会議室  
川崎市中原区小杉町3丁目600番コスギサードアヴェニュー4階  
JR南武線 武蔵小杉駅(西口)  
東急東横線・目黒線 武蔵小杉駅(南口3) から徒歩2分



申込方法 申込フォームもしくは電話にて受付  
定員に達し次第、受付終了

申込期間 10月15日(木) 09:00 から  
11月16日(月) 17:00 まで

申込先 消費生活サポーター養成講座事務局



◀ お申込みはこちらから

申込・受講に関するお問い合わせ

消費生活サポーター養成講座事務局 (業務委託先: 株式会社エヌクリエイション)  
TEL. 080-3633-9049 (平日 9:00 ~ 17:00)

事業に関するお問い合わせ

川崎市消費者行政センター  
TEL. 044-200-3864 (平日 8:30 ~ 17:15)



## 消費生活サポーターの主な活動は？



### 伝える

- 身近な人に消費生活の情報などを伝える
- 地域の集まり等で消費者トラブル等の話題を取り上げる
- 地域のグループで、センターが実施している出前講座「くらしのセミナー」（無料講師派遣）を利用する

…など

### つなぐ

- 高齢者等への「声かけ」や「見守り」をする
- 身近な方との会話の中で消費者トラブルの話を聞いたら、センターの窓口を紹介し、相談を勧める

…など

### 学ぶ

- 啓発冊子や出前講座等で消費者問題等についての知識を学ぶ
- 消費者行政センターが開催する講座・イベントに参加する

…など

## 消費生活サポーターになっていただくと…



- サポーター登録証とサポーター手帳を交付します。（公的資格を付与するものではありません）
- センター主催の最新のイベント・講座情報や消費生活情報を掲載した「くらしの情報かわさき」を定期的に送付します。
- 今知りたい最新の消費生活情報をメールで配信します。

**申込期間** 10月15日（木）9:00 から11月16日（月）17:00 まで

**申込方法** 川崎市のホームページ「消費生活サポーター制度について」に掲載されている受講申込のリンクをクリックし、申込フォームに必要事項を入力してください。

※ご記入いただいた個人情報は、当該事業の運営以外には使用いたしません。

## 「消費生活サポーター制度」について

電話でのお申込みも可能です。

氏名、年齢、住所、電話番号（日中連絡先）、メールアドレス等を伺います。

サイトはこちら → <https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000096723.html>



申込・受講に関するお問い合わせ

消費生活サポーター養成講座事務局（業務委託先：株式会社エヌクリエイション）  
TEL. 080-3633-9049（平日 9:00 ～ 17:00）

事業に関するお問い合わせ

川崎市消費者行政センター  
TEL. 044-200-3864（平日 8:30 ～ 17:15）